

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市八橋字八橋一五一番地、最後の住所秋田県秋田市泉北三丁目一〇番一〇号 被相続人 亡 安澤 道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

秋田県秋田市八橋本町三丁目二〇番三六号 M2ビル二階 きりゆう司法書士事務所 相続財産清算人 司法書士 桐生 謙吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県南秋田郡井川町今戸字小今戸五番地、最後の住所秋田県南秋田郡井川町今戸字カチ田二〇一番地四 被相続人 亡 渡邊 貞雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

秋田県秋田市八橋本町三丁目二〇番三六号 M2ビル二階 きりゆう司法書士事務所 相続財産清算人 司法書士 桐生 謙吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東田川郡三川町大字押切新田字北田一〇〇番地一、最後の住所山形県東田川郡三川町大字押切新田字北田一〇〇番地一 被相続人 亡 莊司 武宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

山形県鶴岡市馬場町八番一三三号鶴岡商工会議所会館四階 静香法律事務所 相続財産清算人 弁護士 加藤 静香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区三番町三番地、最後の住所東京都千代田区三番町三番地九番町千鳥ヶ淵アピタシオン六〇三号 被相続人 亡 野島せ江子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区六番町六番地二〇グランドメゾン六番町九〇一〇号室 安田・遠藤法律事務所 相続財産清算人 弁護士 遠藤由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市中央二丁目一五番地一〇、最後の住所東京都東大和市仲原二丁目一番地の一 被相続人 亡 藤嶋 弘司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

事務所東京都日野市多摩平二丁目一一番地の四かたくり法律事務所 相続財産清算人 弁護士 天辰 悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県坂東市辺田三五五番地、最後の住所川崎市川崎区大島五丁目一三番一七七八〇二号 大島住宅 被相続人 亡 光林恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

川崎市幸区南幸町二丁目四番二号ピクセル川崎七〇五号 渡部法律事務所 相続財産清算人 弁護士 渡部 源

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字南町七六番地、最後の住所神奈川県横浜市中区戸塚区平戸町一五六番地二ライフインハウス平戸 被相続人 亡 小谷 宏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

横浜市中区住吉町一ノ二スカーフ会館五階 相続財産清算人 弁護士 桑原 康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市榑堀二八四九番地、最後の住所新潟県長岡市榑尾宮沢一七七八番地 特別養護老人ホームみやざわ苑 被相続人 亡 山本ハルイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

事務所新潟県長岡市下山六一五四一一平石優介法律事務所 相続財産清算人 弁護士 平石 優介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市平二丁目一番地、最後の住所新潟県長岡市平二丁目一番四七号 被相続人 亡 明先 柢藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

事務所新潟県長岡市城内町二丁目六番一五号高野不動産駅前ビル5E号室 長岡とちお法律事務所 相続財産清算人 弁護士 今井 弘和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区蒲原町八七四番地、最後の住所新潟市東区大山二丁目一三番一五号 松鶴荘 被相続人 亡 岩淵よし江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

事務所新潟市中央区弁天三丁目一番一五号トールマンシヨウ第三万代六〇二号 菊池淳哉法律事務所 相続財産清算人 弁護士 菊池 淳哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県黒部市宇奈月町音澤三二二番地、最後の住所富山県魚津市天神野新八八九番地 一四 被相続人 亡 朝倉 孫盛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

富山県富山市西田地方町二丁目一二番一五 澤田法律事務所 相続財産清算人 弁護士 太田 悠史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上高井郡高山村大字高井二〇一九番地、最後の住所長野県上高井郡高山村大字高井二〇一九番地 被相続人 亡 勝山 典郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

事務所長野市吉田五丁目一七番二一五号中嶋慎治法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中嶋 慎治

第5期決算公告 令和8年5月21日 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番5号 相鉄K Sビル

Kiewit Japan株式会社

代表取締役 トレント・マイケル・デマリング

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資産部	流動資産	46,422
	資産合計	46,422
負債純資産及び部	流動負債	6,778
	株主資本	39,644
	資本剰余金	3,098
	準備金	2,998
	利益剰余金	2,998
	繰越利益剰余金	33,549
	繰越利益剰余金(うち当期純利益)	33,549
負債・純資産合計		46,422